

Personnel Commission

職員の給与等に関する 報告及び勧告の概要（令和6年）

令和6年10月16日
兵庫県人事委員会

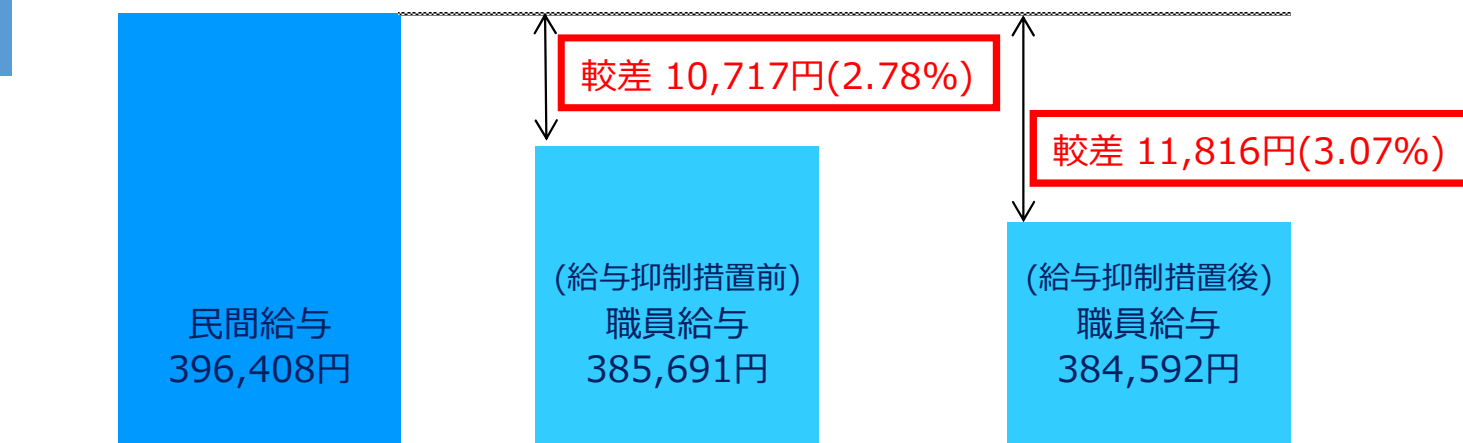
公務と民間の給与水準の比較

① 月例給

公務と民間の本年4月分の給与を比較した結果、職員が民間を給与抑制措置（管理職手当減額）前で10,717円（2.78%）下回っている。

	民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較差(A)-(B)	備考
本県 〔行政職平均年齢 41.8歳〕	396,408円	385,691円	<u>10,717円（2.78%）</u>	給与抑制措置前
		384,592円	11,816円（3.07%）	給与抑制措置後
(参考) 国	416,561円	405,378円	<u>11,183円（2.76%）</u>	

公民較差イメージ図



※ 県職員の人員構成（役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層）と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出して比較〔ラスパイレス比較〕

② 特別給（期末・勤勉手当）

直近1年間（昨年8月～本年7月）の支給実績を比較した結果、職員が民間を0.11月分下回っている。

	民間の支給実績(A)	職員の支給月数(B)	差 (A)-(B)
本県	<u>4.61月</u>	<u>4.50月</u>	<u>0.11月</u>
(参考) 国	4.60月	4.50月	0.10月

給与改定の内容等

～月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに3年連続の引上げ～

- ① 給与抑制措置前の公民較差〔10,717円（2.78%）〕を埋めるため、給料月額を引上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を引上げ

※令和6年4月遡及適用

1 給料表

若年層に重点を置いてすべての世代で引上げ
平均改定率：3.0% [10.8%(1級)～1.1%(8級以上)]

[うち初任給月額]

事務・技術（大卒程度）

202,400円 → 225,600円（+23,200円[+11.5%]）

事務・技術（高卒程度）

170,900円 → 194,500円（+23,600円[+13.8%]）

2 期末・勤勉手当

支給月数を年間で0.10月分引上げ

4.50月分 → 4.60月分

（期末手当：+0.05月、勤勉手当：+0.05月）

[その他の職員の支給月数]

・再任用職員 2.35月分 → 2.40月分

（期末手当：+0.025月、勤勉手当：+0.025月）

・任期付研究員等 3.40月分 → 3.45月分

（期末手当：+0.05月）

[参考] 職員1人当たりの改定状況（行政職：平均年齢41.8歳、平均経験年数19.8年）

	年間給与	年間給与の増減
改定前	6,307,000円	<u>212,000円</u>
改定後	6,519,000円	(3.36%)

公民較差の

額はH3(11,978円)以来33年ぶり、
率はH4(2.99%)以来32年ぶりの水準

3 その他

- 初任給調整手当 医師等に対する手当月額の限度額を引上げ
- 寒冷地手当 国家公務員の例により支給月額を引上げ

給与制度のアップデート

人事院が勧告等を行った社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）は、人材の確保や組織パフォーマンスの向上、ワークスタイルやライフスタイルの多様化等への対応等を目的としており、本県においても所要の措置が必要
※令和7年4月実施

1 給料表

国家公務員の俸給表の改定内容を考慮して改定

[国の措置内容]

- ・係長級から本府省課長補佐級の俸給月額^{の最低水準}引上げ
- ・本府省課室長級の俸給月額^{の最低水準}引上げ、隣接する級間の俸給月額^{の重なり}解消、俸給月額^{の刻み}の大きい号俸構成に見直し

2 地域手当

国及び他の都道府県の改定状況、民間給与の状況及び本県の実情を考慮して適切に措置

[国の措置内容]

- ・級地区分を5区分（1級地20%～5級地4%）に再編成。設定は（現行、市町村ごと）都道府県を基本として、中核的な市は個別に設定
- ・異動保障の期間を2年から3年に延長

3 その他諸手当

○扶養手当 国及び他の都道府県の改定状況、民間及び本県の実情を考慮して適切に措置

[国の措置内容] ・配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を13,000円に引上げ

○通勤手当 支給限度額を国家公務員の改定を基準とし本県の実情を考慮して改定

[国の措置内容] ・支給限度額を15万円に引上げ。新幹線等の特別料金等の額も支給限度額内で全額支給
・新幹線等に係る通勤手当の支給要件を緩和

○単身赴任手当 国家公務員の例により改定

[国の措置内容] ・採用時から手当支給

○管理職員特別勤務手当 国家公務員の例により改定

[国の措置内容] ・平日深夜に係る手当の支給対象時間帯を拡大（午後10時～午前5時まで）

○再任用職員の諸手当 地域手当の異動保障、住居手当、特地勤務手当及び寒冷地手当を支給

○特定任期付職員の特別給 勤勉手当を支給、特定任期付職員業績手当を廃止

人事行政における諸課題①

- ・ 職員の能力を最大限引き出し、やりがいを持って職務遂行できる勤務環境の整備が重要
- ・ 県政の混乱が続いており、県民の信頼回復と職員が自信と誇りをもって職務に邁進できる環境を整える必要

I 優秀で多様な人材の確保及び育成

ア 職員採用の強化

- ◇ 若年人口減少や人材の流動化が進む中、民間企業の採用意欲は高く、公務人材の確保は厳しい状況が続く
- ◇ 技術系職種の通年実施や事務系職種の早期SPI枠新設など、これまでの見直しにより、一定の効果も見られるが、今後も、試験の実施状況や受験者の動向を踏まえながら、採用試験制度の見直しを進めていく
- ◇ 県で働く魅力、スペシャリスト育成プログラムなど職員が主体的にキャリア形成できることやテレワークの推進など柔軟で多様な働き方が進んでいることを発信

イ 中長期視点に立った人材の育成

- ◇ 職員のキャリア構築には、個人による主体的な学びと、組織によるキャリアパスの明示化や支援が両輪となった取組が必要

ウ ダイバーシティ・マネジメントの推進

- ◇ 性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、一人ひとりがその意欲と能力に応じて活躍できる職場づくりを推進
- ◇ (女性課長級の職員比率)
 - ・ R6 : 20.7% (目標20%) [知事部局等]
- ◇ 女性の活躍推進には、一般職員の段階から様々な職務・役職への配置、キャリア形成支援、ロールモデルの情報共有、仕事と生活の両立支援等、具体的取組を一段と進めていくことが必要

II 能力と実績に基づく人事管理と職員のモチベーション向上

- ◇ 人事評価を用いて職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等により適切に反映し、職員自身の成長や組織への貢献を実感できることが重要
- ◇ 人材育成や円滑な職務遂行のためには、対面でのコミュニケーションも有用。テレワーク下でも職場勤務と同様に、職員間の積極的なコミュニケーションや認識共有を図ることが重要

人事行政における諸課題②

Ⅲ 働き方改革と勤務環境の整備

ア 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- ◇ 超過勤務時間は減少傾向
(1人1月平均時間)
 - ・ R4:10.3h → R5:10.4h [知事部局等]
※H29:12.3h(年360時間超の人数)
 - ・ R4:350人 → R5:339人 [知事部局等]
※H29:461人
- ◇ 組織のパフォーマンスを更に高めていくため、業務量に応じた人員の確保や適切な職員配置、業務の繁忙期に対応した柔軟な業務執行体制の構築、ICTの活用等新しい働き方の推進に努めていくことが重要
- ◇ 教員の超過勤務縮減も一定の成果(1人あたり年間平均時間)があるも、長時間労働の解消には遠い
(高校等) R4:330.35h → R5:331.40h
(小中学校) R4:460.13h → R5:443.57h
※規則上限は原則年360h
- ◇ 教職員未配置問題は深刻度が増している。先読み加配の制度拡充など他の先進事例も踏まえつつ、不足解消に向けた人材確保策を一層強力に推進することが必要。処遇改善やワーク・ライフ・バランスの推進をはじめ働きがいのある学校づくりが不可欠

イ 仕事と生活の両立支援

- ◇ 育児時間の取得形態の追加や超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大等について、国の法整備の動向に留意しつつ適切に対応する必要
- ◇ 男性職員の育児参加について、取得促進に向けた職場環境づくりに一層取り組んでいく必要
(男性職員の育児休業)
 - ・ R4:61.4% → R5:85.8% [知事部局等]
- ◇ 在宅勤務制度は、職員一人ひとりの様々な事情に応じて職員が制度利用を選択できることが重要
適切な運用と能力を十分発揮できる環境整備が必要

ウ 職員の健康管理

- ◇ 現在の県政の状況は、職員の業務や精神的負担の増加など、職員の労働環境や職務遂行への影響を懸念。職員の健康状態などの状況把握が必要

エ ハラスメントの防止

- ◇ 総務省は、ハラスメント防止に係る事業主の責務等について通知。知事、副知事をはじめ組織の長は、就任にあたり、ハラスメントや公益通報者保護法等の研修を受講するなどして法の趣旨や責務を改めて認識することが重要。管理職等は、自身の言動を顧みて、職場でハラスメントが行われていないか十分に注視し、職員が相談しやすい環境整備が必要⁶

人事行政における諸課題③

IV 高齢期の雇用

- ◇ 高齢層職員の能力・経験を活用するため、定年まで働き続けられる職場環境整備の取組が重要
- ◇ 高齢層職員のモチベーションを維持していくため、勤労意欲と勤務実績にこたえる勤務形態や処遇必要
- ◇ 特に教育職の再任用職員は、退職前と同一の職務の級で任用されており、常勤職員との権衡等を踏まえたモデル給料表の作成を引き続き全国人事委員会連合会に要請

V 臨時・非常勤職員の任用等

- ◇ 臨時・非常勤職員の職務の内容や責任を適切に設定しその職に就く職員的能力を引き出す良好な勤務環境の整備が必要
- ◇ 会計年度任用職員について、育児時間の対象となる子の範囲の拡充や短期介護休暇の取得要件の緩和など、国の非常勤職員との権衡を踏まえた措置の検討が必要
- ◇ 会計年度任用職員の再度の任用について、平等取扱いの原則及び成績主義、国の非常勤職員の取扱いを踏まえ適切な対応が必要

VI 公務員倫理の徹底

- ◇ パワハラ・セクハラをはじめ、多岐にわたる不祥事が依然として発生しており、管理職の懲戒処分事例も見受けられることから、管理職が自ら律することはもとより、日頃から職員の執務状況や職場環境等に心を配るなど、改めて再発防止と公務員倫理の徹底が必要
- ◇ 職員公益通報制度の運用については、法の趣旨を踏まえ、通報者の保護に十分留意するとともに、外部窓口を設置するなど組織の自浄作用を一層発揮できる体制の構築が必要

おわりに

- ◇ 管理職手当の減額措置は、令和5年度から段階的な縮小を図ることとされたものの、縮小は一部にとどまっております。令和6年度は縮小されていない。平成20年度から実施され長期にわたり常態化しており、都道府県では本県のみとなっている。あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められ、職員のモチベーションの維持・向上や人材確保の観点から、速やかに解消されるよう要請

解禁 10月23日(水) 10:00 (議会運営委員会開始後)

県議会議員補欠選挙の実施

■県議会議員補欠選挙事務費：1.8億円(財源：一般財源)

県議会議員に欠員が生じたことに伴い、県議会議員補欠選挙を実施

- 選挙区 尼崎市、明石市
- 告示日 11月 8日(金)
- 投票日 11月17日(日) ※知事選と同日実施

令和 6 年 9 月（定例）

第 368 回 兵 庫 県 議 会 提 出 議 案 関 係 資 料（その 4）

（ 予 算 関 係 ）

兵 庫 県

目 次

令和 6 年度補正予算提案額概計

	頁
1. 総 括	5
2. 一 般 会 計 (第 135 号議案)	
ア 部局別予算提案額	6
イ 経費別予算提案額	7
ウ 歳入予算提案額	8
3. 部局別予算提案額の内訳	
ア 総 務	1 1

令和6年度補正予算提案額概計

1 総括

(単位：千円、%)

区 分		既定予算額	今回提案額	合 計	前年同 期対 比
一 般 会 計	歳 入	2,354,852,535	176,677	2,355,029,212	98.7
	歳 出	2,354,852,535	176,677	2,355,029,212	98.7
	差 引	0	0	0	—
特 別 会 計	歳 入	1,635,505,071	0	1,635,505,071	101.8
	歳 出	1,635,505,071	0	1,635,505,071	101.8
	差 引	0	0	0	—
計	歳 入	3,990,357,606	176,677	3,990,534,283	100.0
	歳 出	3,990,357,606	176,677	3,990,534,283	100.0
	差 引	0	0	0	—
公 営 企 業 会 計	歳 入	302,333,439	0	302,333,439	102.3
	歳 出	327,258,158	0	327,258,158	104.8
	差 引	△ 24,924,719	0	△ 24,924,719	—
合 計	歳 入	4,292,691,045	176,677	4,292,867,722	100.1
	歳 出	4,317,615,764	176,677	4,317,792,441	100.3
	差 引	△ 24,924,719	0	△ 24,924,719	—

2 一 般 会 計
ア 部局別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
総 務	71,471,975	176,677	0	0	0	176,677	71,648,652	108.4
企 画	9,252,701	0	0	0	0	0	9,252,701	120.4
財 務	471,130,595	0	0	0	0	0	471,130,595	100.6
県 民 生 活	6,936,709	0	0	0	0	0	6,936,709	99.9
危 機 管 理	3,656,650	0	0	0	0	0	3,656,650	36.1
福 祉	377,850,064	0	0	0	0	0	377,850,064	102.3
保 健 医 療	72,373,609	0	0	0	0	0	72,373,609	58.5
産 業 労 働	631,029,061	0	0	0	0	0	631,029,061	98.2
農 林 水 産	78,419,733	0	0	0	0	0	78,419,733	95.8
環 境	5,140,618	0	0	0	0	0	5,140,618	111.4
土 木	131,395,465	0	0	0	0	0	131,395,465	98.7
まちづくり	16,458,085	0	0	0	0	0	16,458,085	111.4
教育委員会	334,237,866	0	0	0	0	0	334,237,866	105.9
警 察	141,302,113	0	0	0	0	0	141,302,113	103.5
行政委員会等	4,197,291	0	0	0	0	0	4,197,291	110.4
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,354,852,535	176,677	0	0	0	176,677	2,355,029,212	98.7

イ 経費別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
I 一般行政経費	1,821,684,333	176,677	0	0	0	176,677	1,821,861,010	98.1
(1)人件費	461,161,277	0	0	0	0	0	461,161,277	106.5
職員給等	427,662,277	0	0	0	0	0	427,662,277	102.4
退職手当	33,499,000	0	0	0	0	0	33,499,000	217.4
(2)物件費	12,112,677	18,121	0	0	0	18,121	12,130,798	99.8
(3)その他	1,348,410,379	158,556	0	0	0	158,556	1,348,568,935	95.6
II 投資的経費	191,746,059	0	0	0	0	0	191,746,059	100.4
(1)普通建設事業費	180,783,315	0	0	0	0	0	180,783,315	102.8
(1)(イ)補助事業	99,974,000	0	0	0	0	0	99,974,000	104.5
(ロ)単独事業	70,446,315	0	0	0	0	0	70,446,315	101.6
(ハ)国直轄負担金	10,363,000	0	0	0	0	0	10,363,000	95.9
(2)災害復旧事業費	10,962,744	0	0	0	0	0	10,962,744	72.4
(イ)補助事業	10,962,744	0	0	0	0	0	10,962,744	80.3
(ロ)単独事業	0	0	0	0	0	0	0	皆減
(ハ)国直轄負担金	0	0	0	0	0	0	0	—
III 公債費	270,485,433	0	0	0	0	0	270,485,433	101.5
IV 繰出金	70,936,710	0	0	0	0	0	70,936,710	99.8
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,354,852,535	176,677	0	0	0	176,677	2,355,029,212	98.7

ウ 歳入予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	計	前年同期 対 比
県 税	815,900,000	0	815,900,000	101.0
(1) 普 通 税	815,865,000	0	815,865,000	101.0
(2) 目 的 税	35,000	0	35,000	100.0
地 方 譲 与 税	104,971,000	0	104,971,000	104.7
(1) 特別法人事業譲与税	100,400,000	0	100,400,000	105.1
(2) 地方揮発油譲与税	3,347,000	0	3,347,000	95.0
(3) 石油ガス譲与税	100,000	0	100,000	78.1
(4) 自動車重量譲与税	674,000	0	674,000	105.0
(4) 森林環境譲与税	196,000	0	196,000	104.3
(6) 航空機燃料譲与税	254,000	0	254,000	101.6
地 方 特 例 交 付 金	16,449,000	0	16,449,000	530.4
地 方 交 付 税	351,248,124	176,677	351,424,801	102.4
(1) 普 通 交 付 税	347,048,124	176,677	347,224,801	102.4
(2) 特 別 交 付 税	4,200,000	0	4,200,000	101.6
臨 時 財 政 対 策 債	11,600,000	0	11,600,000	43.9
調 整 債	8,396,000	0	8,396,000	106.7
交通安全対策特別交付金	1,292,000	0	1,292,000	93.2
繰 越 金	1,000	0	1,000	100.0
計 (一般財源)	1,309,857,124	176,677	1,310,033,801	101.5
分 担 金 及 び 負 担 金	4,268,859	0	4,268,859	104.1
使 用 料 及 び 手 数 料	19,645,881	0	19,645,881	98.8
国 庫 支 出 金	180,886,720	0	180,886,720	69.0
財 産 収 入	2,406,854	0	2,406,854	111.0
寄 附 金	408,437	0	408,437	110.5
繰 入 金	79,738,621	0	79,738,621	169.4
諸 収 入	651,845,939	0	651,845,939	99.2
県 債	105,794,100	0	105,794,100	103.8
合 計	2,354,852,535	176,677	2,355,029,212	98.7

3 部局別予算提案額の内訳

事 項	令和6年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
兵庫県議会議員 補欠選挙事務費	0	176,677	0	0	0	176,677	兵庫県議会議員補欠選挙事務費 176,677

議 事 順 序 (案)

第 3 6 8 回 定 例 会

第 4 日 (1 0 月 2 3 日)

1 開 議 宣 告

2 諸 般 の 報 告

(1) 説明員の欠席

梶 本 修 子 公 営 企 業 管 理 者 欠 席

(2) 議員の辞職について

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告について

(4) 知事職務代理者から追加提出された議案

(5) 説明員の追加

永 田 秀 一 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長

(6) 提出された意見書案

3 議案一括上程

認 第 1 号 不 認 第 2 2 号

(1) 委員会審査報告

① 口頭報告

戸 井 田 ゆ う す け 決 算 特 別 委 員 会 委 員 長

(2) 委員長報告に対する質疑 (終局)

(3) 討 論

久 保 田 け ん じ 議 員 (反 対)

(4) 表 決 (採決方法別紙のとおり)

4 追加議案上程

第 1 3 5 号 議 案

(1) 知事職務代理者提案説明

(2) 議事順序の省略議決 (簡易採決)

(3) 表 決 (簡易採決)

5 請願一括上程

- (1) 委員会審査報告並びに閉会中の継続審査申し出
(請願の審査結果報告並びに閉会中継続審査申出一覧表配付)

- ① 文書報告

総務、健康福祉、建設、文教の各常任委員会委員長

- (2) 委員長報告に対する質疑（終局）

- (3) 討 論

庄 本 えつこ 議員

- (4) 表 決（採決方法別紙のとおり）

- 6 意見書案一括上程

意見書案第38号ないし意見書案第45号

- (1) 議事順序の省略議決（簡易採決）

- (2) 表 決（簡易採決）

- 7 県政改革調査特別委員会委員の補充選任（議長指名、簡易採決）

高 橋 みつひろ 議員

- 8 関西広域連合議会議員の選挙

- (1) 選挙の方法

指 名 推 選（簡易採決）

- (2) 指名の方法

議長による指名（簡易採決）

- (3) 議長指名

齊 藤 なおひろ 議員

- (4) 当選人の決定（簡易採決）

- (5) 当選告知（口頭）

- 9 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査（簡易採決）

- 10 閉 会 宣 告

- 11 閉会あいさつ

議 長

知事職務代理者

本日議決予定の議案（議決順）

第 3 6 8 回 定例会

令和 6 年 1 0 月 2 3 日

（9月19日に提出された議案）

1 起立採決

- 認 第 1 号 令和5年度兵庫県一般会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 5 号 令和5年度兵庫県営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 7 号 令和5年度兵庫県庁用自動車管理特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 10 号 令和5年度兵庫県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 11 号 令和5年度兵庫県小規模企業者等振興資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 14 号 令和5年度兵庫県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 15 号 令和5年度兵庫県病院事業会計決算の認定
- 認 第 16 号 令和5年度兵庫県水道用水供給事業会計決算の認定
- 認 第 17 号 令和5年度兵庫県工業用水道事業会計決算の認定
- 認 第 19 号 令和5年度兵庫県地域整備事業会計決算の認定
- 認 第 21 号 令和5年度兵庫県地域創生整備事業会計決算の認定
- 認 第 22 号 令和5年度兵庫県流域下水道事業会計決算の認定

2 簡易採決

- 認 第 2 号 令和5年度兵庫県県有環境林等特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 3 号 令和5年度兵庫県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 4 号 令和5年度兵庫県公共事業用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 6 号 令和5年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 8 号 令和5年度兵庫県公債費特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 9 号 令和5年度兵庫県自治振興助成事業特別会計歳入歳出決算の認定

- 認 第 12 号 令和5年度兵庫県農林水産資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 13 号 令和5年度兵庫県地方消費税清算特別会計歳入歳出決算の認定
- 認 第 18 号 令和5年度兵庫県水源開発事業会計決算の認定
- 認 第 20 号 令和5年度兵庫県企業資産運用事業会計決算の認定

(本日追加提出された議案)

1 簡易採決

第135号議案 令和6年度兵庫県一般会計補正予算 (第3号)

本日議決予定の請願（議決順）

第 3 6 8 回 定 例 会

令和 6 年 1 0 月 2 3 日

I 審 査 結 果 報 告

1 起 立 採 決 （委員長報告、不採択）

第 2 0 号 核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書提出の件

第 2 3 号 選択的夫婦別姓の導入へ、一日も早い民法改正を求める意見書提出の件

2 起 立 採 決 （委員長報告、不採択）

第 2 5 号 医師臨床研修の研修医募集定員を設定する会議体の改善を求める件

第 2 8 号 物価高騰の深刻な影響を受ける学校給食への公的援助を急ぎ、子どもたちの食と学びを守ることを求める件

3 起 立 採 決 （委員長報告、採 択）

第 2 7 号 安全・安心を無視した無秩序なライドシェア新法制定に反対し、地域公共交通を守る施策の推進を求める意見書提出の件

4 簡 易 採 決 （委員長報告、採 択）

第 2 9 号 私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書提出の件

II 閉会中の継続審査申し出

1 起 立 採 決

第 2 号 子どもの医療費を所得制限なしに 18 歳まで無料にすることを求める件

第 2 1 号 訪問介護費の引下げ撤回及び介護報酬の引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出の件

第 2 2 号 高等教育の学費無償化に向けた教育予算の拡充を求める意見書提出の件

第26号 P F A Sの実態把握の徹底検査をし、国に基準見直し、対応策を
求める件

2 起立採決

第24号 兵庫県が削減した令和7年度医師臨床研修病院の研修医募集定員
を令和8年度は0から2以上に増員を求める件

第 3 6 8 回定例兵庫県議会
議事日程（第 4 号）

令和 6 年 1 0 月 2 3 日
午前 1 1 時開議

- 第 1 認第 1 号ないし認第 2 2 号
委員長報告
討 論
表 決
- 第 2 第 1 3 5 号議案
知事職務代理者提案説明
表 決
- 第 3 請 願
委員長報告
討 論
表 決
- 第 4 意見書案第 3 8 号ないし意見書案第 4 5 号
- 第 5 県政改革調査特別委員会委員の補充選任
- 第 6 関西広域連合議会議員の選挙
- 第 7 常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査

請願の審査結果報告一覧表

第 3 6 8 回 定 例 会

令和 6 年 1 0 月 2 3 日

委員会名	請願番号	件 名	審 査 結 果	備 考
総 務 常任委員会	第 20 号	核兵器禁止条約への署名、批准を求め る意見書提出の件	不採択とすべきもの	
総 務 常任委員会	第 23 号	選択的夫婦別姓の導入へ、一日も早い 民法改正を求める意見書提出の件	不採択とすべきもの	
健 康 福 祉 常任委員会	第 25 号	医師臨床研修の研修医募集定員を設 定する会議体の改善を求める件	不採択とすべきもの	
建 設 常任委員会	第 27 号	安全・安心を無視した無秩序なライド シェア新法制定に反対し、地域公共交 通を守る施策の推進を求める意見書 提出の件	採択すべきもの	
文 教 常任委員会	第 28 号	物価高騰の深刻な影響を受ける学校 給食への公的援助を急ぎ、こどもたち の食と学びを守ることを求める件	不採択とすべきもの	
文 教 常任委員会	第 29 号	私立学校に対する助成に係る国庫補 助制度の堅持及び一層の充実を求め る意見書提出の件	採択すべきもの	意見書

請願の閉会中継続審査申出一覧表

第 3 6 8 回 定 例 会

令和 6 年 1 0 月 2 3 日

委 員 会 名	請 願 番 号	件 名	備 考
健 康 福 祉 常 任 委 員 会	第 2 号	子どもの医療費を所得制限なしに 18 歳まで無料にすることを求める件	
健 康 福 祉 常 任 委 員 会	第 21 号	訪問介護費の引下げ撤回及び介護報酬の引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出の件	
健 康 福 祉 常 任 委 員 会	第 24 号	兵庫県が削減した令和 7 年度医師臨床研修病院の研修医募集定員を令和 8 年度は 0 から 2 以上に増員を求める件	
健 康 福 祉 常 任 委 員 会	第 26 号	P F A S の実態把握の徹底検査をし、国に基準見直し、対応策を求める件	
文 教 常 任 委 員 会	第 22 号	高等教育の学費無償化に向けた教育予算の拡充を求める意見書提出の件	

意見書案提出書

令和6年10月1日開催の本委員会において、別紙「私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実を求める意見書」(案)を提出すべきと決しましたので、議決の上関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第2項の規定により提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年10月23日

兵庫県議会議長 浜田知昭様

提出者 文教常任委員会

委員長 北上あきひと

意見書案 第 38 号

私立学校に対する助成に係る国庫補助制度の堅持及び一層の充実 を求める意見書

本県の私立学校（高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び短期大学）は、各々の建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある教育を積極的に展開し、本県の公教育の発展に寄与している。

現在、我が国の少子・高齢化は急速に進行しており、人口減少が社会経済に与える影響が深刻さを増す中で、日本社会は様々な課題解決を迫られている。こうした厳しい状況にあって、今後も持続可能な社会を継続していくためには、我が国の将来を担う子供たちに、時代や社会の変化に対応できる能力や課題解決力を身に付けさせることが何よりも重要である。

私立学校が有為な人材の育成を通じて国の発展に貢献していくには、まずは学校経営の安定的継続が前提であり、そのためには経常費助成の更なる拡充とともに、これからの公教育の共通基盤となる P C 端末・通信環境等の I C T 環境の整備、学校施設の耐震化・高機能化への対応が必要となる。また、私立高等学校等の生徒が海外への留学、研修・修学旅行等を経験し、将来にわたってグローバル人材として活躍するための支援拡充や、一方で我が国が外国人生徒を受入れるにあたり、オフショアスクールの取組を促進するための教育課程等の整備、支援拡充も不可欠である。

授業料支援については、私立高校における支援金額格差是正や支援金上限額の見直しとともに、私立小中学校児童生徒への経済的支援の拡充などが強く求められている。

公教育の一翼を担う私立学校に対する助成措置は、我が国の将来の発展に極めて重要な教育の振興に関する事柄であり、国の全面的な財政支援が求められるところである。

よって、国におかれては、私立学校の教育の重要性に鑑み、教育基本法第 8 条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、私立学校の助成に係る国庫補助制度を堅持し、より一層の充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月23日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
内閣官房長官	様
総務大臣	様
財務大臣	様
文部科学大臣	様

兵庫県議会議長 浜田知昭

意見書案提出書

別紙「公共施設等の老朽化対策や耐震化対策への財政支援の拡充を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年10月23日

兵庫県議会議長 浜田知昭様

提出者	兵庫県議会議員	北野	実
	〃	門	隆志
	〃	越田	浩矢
	〃	上野	英一
	〃	村岡	真夕子
	〃	飯島	義雄
	〃	小泉	弘喜
	〃	迎山	志保
	〃	岡	つよし
	〃	風早	ひさお
	〃	白井	たかひろ
	〃	麻田	寿美
	〃	小西	ひろのり

公共施設等の老朽化対策や耐震化対策への財政支援の拡充を求める意見書

これまで、過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎えており、本県では長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組むため、公共施設等適正管理推進事業債を活用し推進している。

しかしながら、県本庁舎や警察施設等の公用施設は、市町村庁舎や都市公園施設等と異なり、公共施設等適正管理推進事業債の対象外となっており、発災時の際は、業務継続の支障が生じるおそれがある。

本年 1 月には能登半島地震が発生するなど自然災害が全国的に頻発しており、その備えには万全を期す必要があるほか、来年 1 月に本県は、創造的復興を提唱した阪神・淡路大震災から 30 年を迎えるが、今も震災関連の財政負担が残るなど財政状況は依然として厳しい状況にある。

このような状況の中、災害時の対応の拠点となる庁舎等については、庁舎の建替や耐震化を検討する必要があるが、現時点において、緊急防災・減災事業債の対象にもなっていない。

よって、国におかれては、公共施設等の老朽化対策や耐震化対策を推進するため、下記事項に取り組みされることを強く要望する。

記

- 1 個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設を公共施設等適正管理推進事業債の対象とすること。
- 2 公共施設等の老朽化対策の計画的かつ着実な実施ができるよう地方債充当率や地方交付税措置率の引上げを行うこと。
- 3 緊急防災・減災事業債の令和 7 年度までの時限措置を延長するとともに、災害時の対応の拠点となる庁舎等の建替や耐震化対策にも活用できるよう対象の見直しを行い、財政措置の一層の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月23日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
内閣官房長官	様
総務大臣	様
財務大臣	様
国土交通大臣	様
国土強靱化担当大臣	様
内閣府特命担当大臣 (防災)	様

兵庫県議会議長 浜田知昭

意見書案提出書

別紙「精神障害者に係る医療費助成の改善を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年10月23日

兵庫県議会議長 浜田知昭様

提出者	兵庫県議会議員	北野実
	〃	門隆志
	〃	越田浩矢
	〃	上野英一
	〃	村岡真夕子
	〃	飯島義雄
	〃	小泉弘喜
	〃	迎山志保
	〃	岡つよし
	〃	風早ひさお
	〃	白井たかひろ
	〃	麻田寿美
	〃	小西ひろのり

精神障害者に係る医療費助成の改善を求める意見書

障害者総合支援法に基づく自立支援医療（精神通院医療）は、通院による精神医療を続ける必要がある者の医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度であり、対象者は医療費の自己負担割合が1割に軽減される一方で、入院医療費はその対象となっていない。

精神障害者は、病気の特徴から一般就労が難しく、高齢な親と同居する方も多い状況にあり、経済的にも家族に多大な負担となっていることから、入院医療費の自己負担割合が3割であることは、生活を強く圧迫している。

また、都道府県や市町村によっては、独自に医療費助成制度を実施しているが、その助成は十分ではなく、かつ、ばらつきがある。このことに加え、障害者に対する地方公共団体による医療費助成については、国による減額調整措置が実施されている。

よって、国におかれては、精神障害者の精神疾患の治療のための入院医療費について、自己負担の軽減を図り、障害者に係る減額調整措置を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月23日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
内閣官房長官	様
総務大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様

兵庫県議会議長 浜田知昭

意見書案提出書

別紙「ゲノム編集技術応用食品の表示等について更なる検討を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年10月23日

兵庫県議会議長 浜田知昭様

提出者	兵庫県議会議員	北野実
	〃	門隆志
	〃	越田浩矢
	〃	上野英一
	〃	村岡真夕子
	〃	飯島義雄
	〃	小泉弘喜
	〃	迎山志保
	〃	岡つよし
	〃	風早ひさお
	〃	白井たかひろ
	〃	麻田寿美
	〃	小西ひろのり

ゲノム編集技術応用食品の表示等について更なる検討を求める意見書

ゲノム編集とは、生物が持つゲノム上の特定部位を切断して、その後突然変異させ、生物の性質を変化させる技術であり、健康維持を目指した食品の開発や効率的な農作物の栽培などを目的とした品種改良に活用されつつあり、地球温暖化、食料自給率の低下、食料安全保障などの課題や、多様なニーズへの対応の可能性が期待されている。

世界的にもゲノム編集技術は新しい技術であるため、EUをはじめ世界各国で規制に関する法令等の見直しは進んでいない状況であり、国によって対応は様々である。

我が国においては、ゲノム編集技術応用食品のうち遺伝子組換え食品に該当しないものは、食品安全委員会における安全性審査を不要とし、食品表示基準についても表示対象外としている。その理由として国は、外来遺伝子等が残存しないものについては、自然界または従来品種改良で起こり得る変化の範囲内であり、科学的に判別不能であること、また、現状、国内外においてゲノム編集技術応用食品に係る取引記録等の書類による情報伝達体制が不十分であることを挙げ、科学的・社会的検証が困難であるとしている。

現在、遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品は、流通等に先立って国への事前相談を行うこととされ、届出をした上で公表されている。しかし、届出には法的強制力がない上、ゲノム編集技術応用食品が網羅されて公表されているかは不明である。

このような中、消費者からはゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とする加工食品に対し、健康や環境面での懸念のほか、利用するか否か自らが選択できるよう、その表示を求める声が上がっている。

よって、国におかれては、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会を確保するため、引き続きゲノム編集技術に関する知見の集約などに努め、理解醸成を進めるとともに、ゲノム編集技術応用食品及びそれを原材料とする加工食品の表示等を含めた消費者への情報提供の在り方について、更なる検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月23日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
内閣官房長官	様
総務大臣	様
財務大臣	様
農林水産大臣	様
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	様

兵庫県議会議長 浜田知昭

意見書案提出書

別紙「高齢化が進む地域における住宅耐震化促進を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年10月23日

兵庫県議会議長 浜田知昭様

提出者	兵庫県議会議員	北	野	実
	〃	門		隆志
	〃	越	田	浩矢
	〃	上	野	英一
	〃	村	岡	真夕子
	〃	飯	島	義雄
	〃	小	泉	弘喜
	〃	迎	山	志保
	〃	岡		つよし
	〃	風	早	ひさお
	〃	白	井	たかひろ
	〃	麻	田	寿美
	〃	小	西	ひろのり

高齢化が進む地域における住宅耐震化促進を求める意見書

1995年（平成7年）1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）では亡くなられた方の8割弱が建築物の倒壊等による圧迫死であり、その9割が古い木造住宅であったと報告されている。このことを踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、現在の新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされ、地方公共団体には耐震改修促進計画の策定を求め、耐震診断や耐震改修について財政支援を行ってきた。現在、全国における住宅の耐震化率は87%となり、国の施策については一定の評価をするものである。

しかしながら、本年1月1日に発生した能登半島地震では、人口減少・高齢化が進む地域を襲った地震で、犠牲者の死因の86%は家屋の倒壊による圧死である。これら被災地の耐震化率は例えば珠洲市51%、輪島市45%であり、全国平均87%を大きく下回っている。また、65歳以上の高齢化率は珠洲市52%、輪島市46%であり、全国平均高齢化率29%を大きく上回っている。本県でも高齢化率が高い地域は、耐震化率が低く、つまり、高齢者が多く居住し過疎化する地域では、住宅の耐震化が進んでいない傾向にある。

一方で、30年以内に発生する確率が70～80%とされ、本年8月8日に臨時情報が発出された南海トラフの大規模地震の危機が切迫している。

よって、国におかれては、高齢化地域で住宅の耐震化を促進するビジョンを明確にし、その実現に向けて下記のような法制度や財政措置を整備するよう強く要望する。

記

- 1 高齢化が進む地域における住宅の在り方について、国としてのビジョンを提示すること。
- 2 高齢化が進む地域における住宅の耐震化の促進策を提示すること。
- 3 2の実現に向けた新たな公費の投入や、地方公共団体への財政支援の創設に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月23日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
内閣官房長官	様
総務大臣	様
財務大臣	様
国土交通大臣	様
国土強靱化担当大臣	様
内閣府特命担当大臣 (防災)	様

兵庫県議会議長 浜田知昭

意見書案提出書

別紙「带状疱疹ワクチンの定期接種化を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年10月23日

兵庫県議会議長 浜田知昭様

提出者	兵庫県議会議員	北野	実
	〃	門	隆志
	〃	越田	浩矢
	〃	上野	英一
	〃	村岡	真夕子
	〃	飯島	義雄
	〃	小泉	弘喜
	〃	迎山	志保
	〃	岡	つよし
	〃	風早	ひさお
	〃	白井	たかひろ
	〃	麻田	寿美
	〃	小西	ひろのり

带状疱疹ワクチンの定期接種化を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する水痘・带状疱疹ウイルスが再活性化することで発症し、症状としては、蕁麻疹のような皮膚症状と疼痛がある。

日本人では、50 歳代から発症率が高くなり、80 歳までに 3 人に 1 人が発症すると言われており、さらに带状疱疹による神経の損傷によっては、皮膚症状が回復した後も痛みが続く「带状疱疹後神経痛」に移行することもあり、その割合は带状疱疹を発症した患者の約 2 割、また、その割合も高齢化とともに増加する。

長期治療を要することもあり、日常生活や精神状態に影響を与え、長期間にわたり QOL を低下させることとなる。また、神経痛のほかにも、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こし、目や耳に障害が残ることもある。

兵庫県では、带状疱疹を未然に防ぐため、今年度限りで、带状疱疹ワクチン接種補助事業を展開し、県下 40 市町（全 41 市町）が実施をしている。

国では、本年 6 月 20 日、厚生労働省の専門家会議において、国立感染症研究所のワクチンの分析結果が共有され、生ワクチンと不活化ワクチンについて、有効性や安全性が確認された。また、費用対効果についても効果が期待できるとして、ワクチンを定期接種に含める方針が了承された。

よって国におかれては、早期に带状疱疹ワクチンの予防接種法に基づく定期接種化をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 23 日

衆 議 院 議 長	様
参 議 院 議 長	様
内 閣 総 理 大 臣	様
内 閣 官 房 長 官	様
総 務 大 臣	様
財 務 大 臣	様
厚 生 労 働 大 臣	様

兵庫県議会議長 浜 田 知 昭

意見書案提出書

別紙「下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年10月23日

兵庫県議会議長 浜田知昭 様

提出者	兵庫県議会議員	北	野	実
	〃	門	隆	志
	〃	越	田	浩 矢
	〃	上	野	英 一
	〃	村	岡	真夕子
	〃	飯	島	義 雄
	〃	小	泉	弘 喜
	〃	迎	山	志 保
	〃	岡		つよし
	〃	風	早	ひさお
	〃	白	井	たかひろ
	〃	麻	田	寿 美
	〃	小	西	ひろのり

下水道の維持管理・更新におけるウォーター P P P 導入に向けての
丁寧な対応を求める意見書

公共インフラの適切な維持管理や更新は、地域住民の日常生活の安全と安心のために大変に重要な課題である。地方公共団体が整備や維持管理を進めてきた下水道は、1990 年代に建設されたものが多く、下水道管の耐用年数をおよそ 35 年と仮定すると 2025 年頃から大量に更新時期を迎えることが予想される。

この施設の老朽化に加えて、人口減少による使用料収入の大幅な減少、職員数の減少による管理や運営状況の悪化に対し、広域化や D X をはじめとする効果的・効率的な取組が求められている。

政府は、更新時期を迎える公共インフラの適切な維持管理や更新のために、P P P / P F I 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）を策定し公共施設等運営事業へ移行する方針を示した。下水道においては、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指し、官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式（ウォーター P P P）を導入することとした。

さらに政府は、社会資本整備総合交付金等の交付要件について、「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーター P P P 導入を決定済みであることを令和 9 年度以降に要件化する」とした。

この下水道事業では、P P P / P F I の導入が、政令指定都市をはじめ、人口 20 万人以上の大規模地方公共団体で進んでいるが、中小規模の地方公共団体では進んでいないのが現実である。その原因の一つに、P P P / P F I 手法は、仕組みが複雑で検討も多岐にわたるため、中小規模の地方公共団体にはノウハウが少なく、施設等の規模も小さく事業規模が大きくなりにくいこと等がある。

よって国におかれては、地方公共団体が民間との連携のもとで、安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指してのウォーター P P P の導入について、下記の事項について特段の配慮を求める。

記

- 1 地方公共団体への導入支援において、職員向けのガイドラインだけではなく、中小規模の地方公共団体に寄り添う形で、相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 社会資本整備総合交付金等の交付要件について、一部を除きウォーター P P P 導入を決定済みであることを令和 9 年度以降に要件化する政府の方針が示されているが、地方公共団体の取組状況に応じて、導入時期などについて弾力的な対応を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和6年10月23日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
内閣官房長官	様
総務大臣	様
財務大臣	様
国土交通大臣	様
内閣府特命担当大臣 (地方創生)	様

兵庫県議会議長 浜田知昭

意見書案提出書

別紙「地方財政の充実強化に関する意見書」(案)について議決の上、関係方面に提出されたく、兵庫県議会会議規則第15条第1項の規定に基づき提出します。

(理由)

本県の公益に関わる事案であり、関係方面に然るべき対応を求めるため

令和6年10月23日

兵庫県議会議長 浜田知昭様

提出者	兵庫県議会議員	北野実
	〃	門隆志
	〃	越田浩矢
	〃	上野英一
	〃	村岡真夕子
	〃	飯島義雄
	〃	小泉弘喜
	〃	迎山志保
	〃	岡つよし
	〃	風早ひさお
	〃	白井たかひろ
	〃	麻田寿美
	〃	小西ひろのり

地方財政の充実強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。また、多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は慢性的に不足している。

政府は「骨太方針2024」に基づき、2025年度の地方一般財源の水準を「2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」としているが、増大する行政需要に十分対応するため、より積極的な財源確保が求められる。

よって、国におかれては、地方財政の充実強化を図るため、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズが地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた地方公共団体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、所得税や消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、地域間の財源偏在性の是正に向けた抜本的な改善を行うこと。
- 4 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年10月23日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
内閣官房長官	様
総務大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様

兵庫県議会議長 浜田知昭

常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査事項申出一覧表

令和6年10月23日

総務常任委員会

- 1 県民との情報共有の推進について
- 2 市町振興について
- 3 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について
- 4 県政を支える職員の養成と働き方の推進について
- 5 元町周辺再整備の推進について
- 6 地方分権の推進について
- 7 新たな兵庫の創生に向けた総合的推進について
- 8 デジタル化の推進について
- 9 持続可能な行財政基盤の確立について
- 10 参画と協働による県民躍動の推進と安全で安心な暮らしの実現について
- 11 芸術文化の振興について
- 12 男女共同参画の推進と青少年の健全育成について
- 13 スポーツ振興について
- 14 防災・危機管理対策の総合的推進について

健康福祉常任委員会

- 1 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実について
- 2 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実について
- 3 ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援について
- 4 医療確保と健康づくりについて

産業労働常任委員会

- 1 産業労働施策の総合的な推進について
- 2 兵庫を牽引する新たな産業の創出について
- 3 中小企業の経営基盤の強化・持続的な発展について
- 4 地域経済を支える人材の育成確保について
- 5 国際交流の推進について
- 6 観光による交流人口の拡大について

農政環境常任委員会

- 1 食料の安定供給と農林水産業の持続的発展について
- 2 農業の振興と農村の活性化について
- 3 林業の振興と森林の有する多面的機能の維持・向上について
- 4 水産業の振興と漁港・漁村の活性化について
- 5 総合的な環境施策の推進と循環型社会の構築について

6 健全な生態系の保全・再生と地域環境負荷の低減について

建設常任委員会

- 1 交通基盤等の整備について
- 2 安全・安心な県土づくりについて
- 3 魅力あるまちづくりについて
- 4 快適な住まいづくりについて
- 5 企業庁事業の推進について

文教常任委員会

- 1 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進について
- 2 すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築について
- 3 安心・安全で質の高い学びを実現する教育環境の整備・充実について

警察常任委員会

- 1 警察組織・活動基盤の整備充実について
- 2 重要犯罪の徹底検挙について
- 3 暴力団の壊滅と組織犯罪対策の推進について
- 4 サイバーセキュリティ対策の推進について
- 5 人身安全関連事案への的確な対応と特殊詐欺対策を始めとする地域の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進について
- 6 少年の非行防止と健全育成に向けた総合対策の推進について
- 7 安全・安心・快適な交通社会の実現について
- 8 テロ対策、大規模災害対策等の推進について

議会運営委員会

- 1 次期定例会の日程等議会の運営に関する事項について
- 2 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について
- 3 議長の諮問に関する事項について